

いたばしエコポイント事業 いたP a yエコポイント事業実施細目

令和8年7月28日資源環境部長決定

(趣旨)

第1条 この細目は、いたばしエコポイント事業実施要綱に基づき実施するいたP a yエコポイント事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象となる環境行動は、次に掲げるものとする。

- (1) デイリーチェック
- (2) マンスリーチェック
- (3) 環境記事閲覧
- (4) 環境イベント参加
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(参加登録)

第3条 参加者は、いたばしP a yアプリにより登録を行うものとする。

(ポイント付与)

第4条 ポイント付与基準は別表第1のとおりとする。

(ポイント付与時期)

第5条 ポイントは、各行動の完了確認後、自動又は区が定める方法により付与する。

(ポイント付与上限)

第6条 区長は、予算の範囲内においてポイントを付与するものとし、必要に応じて上限を設定できる。

(データ管理)

第7条 区長は、参加者の取組状況について集計管理を行うことができる。

(補則)

第8条 この細目に定めるもののほか必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この細目は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

メニュー名	ポイント付与の基準	ポイント数
デイリーチェック	アプリ上に表示される環境配慮行動を行い、行った行動にチェックを入れる。１チェックにつき１ポイントを自動付与する。	１日あたり １～５ポイント
マンスリーチェック	毎月のエネルギー使用量（電気及びガス）の入力により、自動付与する。ただし、電気及びガスそれぞれ１月１回までとし、遡及入力分については３か月までポイント付与の対象とする。	１月あたり １０～２０ポイント
環境記事閲覧	アプリ上で配信される環境に関する記事を読覧した者へ自動付与する。ただし、１記事に対し、１アカウント１回までとする。	１記事あたり ５～１０ポイント
環境イベント参加	区が指定する環境に関するイベントに参加した者へ、二次元コードの読み取りにより付与する。ただし、１イベントに対し１アカウント１回までとする。	１イベントあたり １０～５０ポイント
その他区長が必要と認めるもの	区が指定するキャンペーン等に参加した者へ、区が指定する方法により付与する。	１～１００ポイント